

株仲間解散令

解説 横山 伊徳

株仲間の解散①

菱垣廻船積問屋共より、是迄年々金一万二百両づつ冥加上げ金致し来たり候所、問屋共不正の趣も相聞こえ候に付、以来上納に及ばず候。尤、向後④右仲ケ間株札は勿論、此外とも都て問屋仲間并組合などと唱え候儀は相成らず候。一右に付いては、是迄右船に積み来たり候諸品は勿論、都て何国より出候何品にても、素人直売買⑤勝手次第たるべし。且又諸家国産類①其外惣て江戸表へ相廻し候品々も、問屋に限らず銘々出入の者共等引き受け、売り捌き候義も、是又勝手次第に候。

〔御免御触書集覧⑥〕

①一八四一(天保十二)年十二月十三日江戸町年寄役所から出された町触。翌年春、十組以外の問屋や髪結・湯屋などの株仲間にも解散を徹底するよう命じた。②以後、③仲間に入っていない一般・在郷商人の直接取引。④諸藩の国産品。⑤国立公文書館内閣文庫本が入手しやすい。

株仲間解散令の構造

株仲間解散は天保改革のなかでもよく知られた政策である。近世封建制が職業別共同体によって社会的分業を総括しているとすれば、その典型と考えられる株仲間を解散するのは、そうした共同体間分業を自己否定する重大問題となる。つまり天保改革は株仲間解散令を媒介に明治維新に接続するととらえられ、同令は多くの研究者の関心を惹くことになった(遠山茂樹『明治維新』岩波書店、1951年)。しかし現在、議論はほぼ出尽くした感があり、天保改革研究はほかの主題、政治過程や対外関係、社会政策へ関心を移していった。

では、株仲間解散令とはどういう法令なのか。まずテキストを確定しよう。ここでは『御免御触書集覧』という天保改革期の町触を集成した木版本(東都岡村屋宏助刊)を使う。この史料は、江戸市中で廻達された株仲間解散令の原型をよくとどめている。つまり、本来株仲間解散令は「右に付いては」以下を一つ書にして、別条に立てていたと考えられる。すなわち、一条目では十組問屋仲間をはじめすべての仲間・組合を禁止し(仲間な

いし組合を禁止したのであって問屋機能を否定したものではない)、二条目は江戸への入荷品の、素人直売買と諸家(藩)国産類売捌とを勝手次第とした、と解釈できる。

二条目の素人直売買は意味自体はわかりやすいが、勝手次第の意味は自明ではなく、しばしば言われる自由主義市場というような状況を生み出すものかどうかは、市中流通の実態で判断される。解散令発令後の実態としては、むしろ市中取締関係の与力や掛名主が多数設置されたことから、流通統制は格段に強化されたという(宮本又次『株仲間の研究』有斐閣、1938年)。林玲子『江戸問屋仲間の研究』(御茶の水書房、1972年)は、「仲間の存在そのものを否定し、都市においては町支配の組織を利用して個々の商人として取締り、生産地に対しては領主権力として流通及び生産過程に対する政策をとった」と株仲間解散令を評価したが、今後も活かすべきであろう。

諸藩国産売捌について

諸藩国産品の売捌勝手次第とは、江戸向諸藩国産品を、(仲間ではない個別の)問屋のほか各藩出

入の商人が引き受け売り捌くのも勝手次第という意味だが、これには、①国産品、②出入の商人、③引受行為、について説明が必要である。

①国産は一般には近世中期以降の藩政改革の一環として諸藩が取り組んだ生産物増産・専売政策として理解される。ここでは、そうした藩専売(領内国産会所)を前提として江戸(藩邸、蔵屋敷)に国産会所が設置され、そこに藩の御用品として藩船などを使って入荷される国産品を指す。江戸市場を潤沢にする多様な商品が対象となった。こうした国産品売捌は、1820年代以降、筒井政憲が町奉行の時代に、諸藩が幕府に届け、町奉行所が町年寄や関係する問屋仲間などと調整して制度化されて一般化する。

②入津した国産品を実際に取扱うのは、藩邸に出入りする商人(館入)である。藩邸にはもともと国許から生活物資が輸送されていたが、その遣用余分を市中に払い下げる商人がいたので、その仕組みを国産品に適用したといえる。これを売捌人(以前は取扱人などといった)と呼ぶ。開港時の生糸巨大投機商中居屋重兵衛は、少なくとも紀州・会津・上田三藩の(国産生糸)売捌人として生糸を横浜に持ち込んだ。

③売捌人が引き受けるとはどういうことか。「引き受ける」とは現在、有価証券を売り払う目的で証券会社が証券発行者から証券を買い取る用語として残っていて、国産品をほかの商人に転売することを目的として買い取ることを意味すると考える。すると売捌人が買取品をどう転売しても勝手次第となる。それまで取扱人は問屋仲間入札を経ず売却値段を決められなかった。

諸藩国産品売捌制度は藩邸の意向にそった取引を実現する。株仲間解散令は藩(とくに御三家)に有利な制度の発足を意味したのである。諸藩の一般的な国産品はすでに天保改革以前には江戸・大坂以外の各地と遠隔地交易されていた(藤田雅子「天保期松代藩における国産紬の販売」〈吉田伸之

編『流通と幕藩権力』山川出版社、2004年)」。それを有利な市場として位置づけられた江戸に流入するようにしたといえよう。さらにいうなら、天保改革の薪水給与令体制は諸藩に重装備・重負担を強いるものであったが、水野忠邦はこれに堪える財源確保もねらっていたとして不思議はない。

「藩専売禁止令」について

株仲間解散令は、諸国産品勝手売捌の利益を藩に有利に分与するものだった。従来の研究はそれを認めつつ、1842年10月幕府は「藩専売禁止令」(『幕末御触書集成』4288号)を発令したとして、わずか10カ月で国産専売禁止に方針転換したととらえてきた。これはその法令の「自国の産物は申すにおよばず、他の国産をも夫々手段を以て買集め、……相場高直のみぎり手払又は銘々出入の町人共へ売り捌かせ、メ売り同様の取計(をするのは)……以て之外」(筆者下線)という文面における「申すにおよばず」を「いうまでもなく(買集めてはならず)」と解したためであるが、むしろ「自藩産品は当然(買集めてもかまわないが)、他藩国産品をもメ売する等は以て之外」と解釈すべきである。すなわち他領を侵害せず専売を自領内で運用せよと求めたのである。実際同令は、他領産品を専売国産品に混入する「勝手次第」が問題化する事案において引用されている。西国諸藩が「藩専売禁止令」に反して専売を続けたことは幕府権威の衰退を象徴した現象であるという評価は、再考が必要である。1851年の問屋仲間再興令まで、売捌国産品をもつ諸藩は「勝手次第」の利益を享受し続けた。

以上のように考えると、19世紀の江戸への商品流通政策の展開は、問屋仲間有利と(藩邸)国産会所有利という2つの政策動向の平衡移動としてとらえることができる。

(よこやま・よしのり／東京大学名誉教授)